輸入用一手販売店契約書

本契約は、（　）年（　）月（　）日、（　）法に基づいて設立され現存する法人で、その主たる営業所を（　）に有する（　）（本契約中にて以下「会社」と称する）と、（　）法に基づいて設立され現存する法人で、その主たる営業所を（　）に有する（　）（本契約中にて以下「販売店」と称する）との間で締結され、
以下のことを証する。
（　）
よってここに、両当事者は次の通り合意する。

第１条　契約品
「契約品」は、本契約期間中に会社が製造・販売するすべての様式及び型式の（　）並びにその取付品、部品及び付属品を意味するものとする。

第２条　契約地域
「契約地域」は、本契約に添付の付属書に規定する地域を意味するものとする。

第３条　指名
本契約期間中、会社は、本契約中に定める諸条件に従って、販売店を契約地域内において契約品を販売する唯一且つ独占的な販売店として指名し、販売店は、当該指名を承諾する。

第４条　関係
本契約期間中の会社と販売店の関係は、売り手と買い手の関係とするものとする。

第５条　独占的取引
1.　販売店は、契約品を契約地域においてのみ販売するものとし、本契約期間中且つ本契約の諸条件に従って、契約地域外のいかなる個人又は企業に対しても、契約品を直接的に販売又は輸出しないものとする。
2.　会社は、販売店以外の経路を通じて、契約品を契約地域に、直接又は間接に、申込み、販売又は輸出しないものとし、本契約期間中、契約地域内のいかなる者又は企業から会社が受領することのある契約品についてのいかなる引合い又は注文も、販売店に照会するものとする。

第６条　競業禁止
販売店は、契約品に類似するいかなる製品をも、販売し、又は他の方法で取り扱わないものとする。但し、現在販売店が取扱っている商品については、本禁止から除外される。

第７条　個々の契約
本契約に基づく各個々の契約は、本契約に従うものとする。別途合意がない限り、本契約中の関連する規定は、本契約に基づき当事者間に作成される各個々の契約に適用されるものとする。各個々の契約は、当事者が別途合意しない限り、販売店の買約書の諸条件に従って正式に締結されるものとする。

第８条　引渡し
他に別段の合意がない限り、会社は、販売店が購入する契約品を、販売店宛に（　）で引渡すか、又は会社若しくは販売店が随時合意する契約地域内の他の場所で引渡すものとする。

第９条　価格及び販売条件
契約品の販売価格及び条件は、当事者により書面で相互に合意されるものとする。会社は、本契約及び当事者相互の合意にかかわらず、再販売のために販売業者又は買い手に与えられる契約品についての最低価格を販売店にも与えることに同意する。更に、会社は、契約品又は類似の製品若しくは装置の再販売のために、販売業者又は買い手に与えられる最も有利な諸条件を販売店にも付与することに同意する。

第10条　支払い
各支払いは、会社を受取人として一覧後（　）日払取消不能信用状により（　）で販売店により行われるものとする。

第11条　購入努力
販売店は暦年（　）年の１年間に、契約地域における年間販売目標として（　）台の契約品の販売結果を達成するために最大限努力し、本契約２年目以後においては、年間最低購入量は、本契約当事者間の協議により決定されるものとする。

第12条　情報交換
会社と販売店は、随時、契約品の販売に必要または適当と思われる情報を互いに交換するものとする。販売店は、会社に対し、毎（　）カ月、その販売総額及び手持ちの在庫を報告するものとする。

第13条　品質
会社は、高品質の契約品を輸出することに同意し、その条件は、各買約書で定める規格に合致するものとする。販売店へ船積みされた契約品の品質が上記品質条件に合致しないことが判明した場合、販売店は、それら劣質の契約品の取替え又は個々の契約の解除を請求することができ、会社は、販売店からの請求を受諾し、販売店が被ったすべての損害を負担するものとする。

第14条　侵害
会社は、契約品に関連して第三者が提起する特許、意匠、商標、著作又はその他の権利の侵害または申立てられた侵害の請求について、責任を負うものとし、会社は、販売店又はその顧客に対し、それらについて裁定される損害額及び費用の全額を支払う。契約品による権利侵害のクレームがあった場合、販売店は自己の選択で本契約を解除し、契約に従って引渡しを受けた契約品の未使用部分を、全額掛けで、会社へ返還することができる。

第15条　商標
販売店は、本契約期間中、契約品の販売に関してのみ、会社の商標を使用することができるが、但し、本契約の終了及び／又は解除の後には、販売店は、終了及び／又は解除の時に販売店が保有する契約品の販売に関してのみ、会社の商標を使用することができる。

第16条　営業秘密
本契約当事者は、本契約でカバーされる営業上の問題及び取引に関係するすべての重要な事項を第三者に対して極秘にとどめておくものとする。

第17条　宣伝資料
会社は、契約地域における契約品販売促進に相応すると思われる宣伝用及び販促用資料を無償で販売店に提供するものとする。

第18条　充分な在庫
会社は、販売店の需要を直ちに満すよう契約品の充分な在庫を維持するものとする。

第19条　技術助言及び訓練
会社は、販売店に、契約品を完全に理解するために必要となり得る技術上の助言及び情報を、無償で提供するものとし、販売店は、会社の事前の同意を以って及び会社の都合のよい時期に、会社が無償の指導及び訓練を行うために指定する場所に、随時、人員を送る権利を有するものとするが、会社は、本契約に関連して当該人員に生ずる報酬、渡航、滞在及びその他の費用の支払いについて責任を負わないものとする。

第20条　契約期間
本契約は、会社と販売店の両者による署名を条件に、冒頭日に発効し、早期に終了されない限り、（　）年間有効であるものとし、両当事者が本契約の原期間又は延長の満了の少なくとも（　）カ月前に本契約の終了について合意しない限り、１年毎に自動的に更新され、継続されるものとする。

第21条　契約の終了
1.　いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠るか又はその他本契約違反を犯した場合、相手方当事者は、不履行又は違反が（　）日の期間内に矯正されない限り、債務不履行の当事者に正当に交付されてから（　）日後に発効する書面通知を債務不履行の当事者に出すことにより、本契約を終了することができる。
2.　支払不能若しくは破産手続きがいずれかの当事者により若しくは対して開始されるか、又は管財人がその当事者のために選任された場合、相手方当事者は、直ちに本契約を終了できる。

第22条　終了の効果
本契約のいかなる終了も、終了時に相手方に支払うべき金額を、その金額がその時又はそれ以降に弁済期にあるか否かにかかわらず、相手方に支払う義務からいずれの当事者も免除しないものとする。解除による本契約の終了、又は満了による終了にもかかわらず、当事者は、別途規定する場合を除き、当該終了の発効日前に承諾された注文の履行を完了するものとする。

第23条　通知
本契約に基づき相手方当事者に送付することを要求される通知は、冒頭記載の住所又は当事者が書面で通知する他の住所宛、郵便料前払書留航空郵便により書面で出されるものとする。

第24条　仲裁
本契約当事者間で本契約から、関して若しくは関連して生じるすべての紛争、論争又は意見の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、日本国東京で仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁人の下した仲裁判断は、最終的であり、両当事者を拘束するものとする。

第25条　不可抗力
いずれの当事者も、本契約に基づき当事者に課された義務の不履行又は履行遅延が当事者の直接の制禦内になく、当事者側の相当の注意によって回避できない何らかの性質の事情による場合、当該不履行又は遅延の責任を負わないものとし、当該不履行又は遅延は、本契約の違反とみなされないものとする。

第26条　譲渡可能性
本契約は、すべての権利及び義務を含め、全部又は一部を問わず、会社と販売店の書面による事前の合意なくしては、いかなる第三者にも譲渡されないものとする。

第27条　貿易条件及び準拠法
本契約における貿易条件は、最新の国際貿易条件基準（インコタームズ）の規定によって支配され、解釈されるものとする。
本契約は、効力、解釈及び履行を含むすべての事項について、日本国法によって支配されるものとする。

第28条　完全なる合意
本契約は、契約品の販売権に関して、本契約当事者間の完全な且つ唯一の合意を構成し、本契約各当事者の授権された役員又は代表が本契約日後の日付に署名した書面の相互の明示的な合意による場合を除いて、本契約の修正、変更、改訂は、会社と販売店を拘束しないものとする。

上記の証拠として、本契約当事者は、冒頭に記載の日付で、その授権された代表者により、本契約書に署名させた。
会社：
会社の名称（　）
署名欄（　）
署名者（　）
代理店：
代理店の名称（　）
署名欄（　）
署名者（　）